

1	会議名	令和2年第4回教育委員会会議 会議録	
2	開催日時	令和2年4月21日（火）午後2時30分～午後3時10分	
3	開催場所	3階 政策審議室	
4	出席委員	教育長 守山 敏晴 委 員 西村 宏、廣田 登志子、村尾 利勝、竹田 千恵	
5	欠席委員	なし	
6	会議出席者	教育次長 : 三浦 成寿 美和支所長 : 亀弘 典久 教育政策課長 : 村上 さゆり 教育政策課英語教育推進室長 : 鬼武 伸哉 学校教育課長 : 林 孝志 学校教育課主幹 : 仁田 誠彦 青少年課長 教育センター所長兼務 : 福屋 憲道	
7	会議従事職員	教育政策課 : 大黒屋 誠、村上 葵	
8	会議録署名委員	村尾 利勝、竹田 千恵	
9	議事日程		
	日程第1	会議録署名委員の指名について	
	日程第2	報告第5号	所管事項について
	日程第3	報告第6号	岩国市学校施設長寿命化計画に関する専決処分の報告について
	日程第4	報告第7号	岩国市障害者活躍推進計画について
	日程第5	議案第11号	岩国市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について
	日程第6	議案第12号	岩国市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
	日程第7	議案第13号	令和2年度山口県教科用図書岩国採択地区協議会規約について
会議の概要 教育長		・ただいまから令和2年第4回岩国市教育委員会会議を開会します。 ・なお、本日は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、関係者を最小限に絞って開催いたします。また、そのために非公開としたいと思いますが御異議ありませんでしょうか。	
各委員 教育長		・異議なし。 ・御異議なしと認め、非公開として議事を進めてまいります。 ・では、はじめに、日程第1会議録署名委員の指名を行います。 本日の会議録署名委員は、村尾委員と竹田委員にお願いします。 ・本日の議題は、日程第2「報告第5号 所管事項について」、日程第3「報告第6号 岩国市学校施設長寿命化計画に関する専決処分の報告について」、日程第4「報告第7号 岩国市障害者活躍推進計画について」、日程第5「議案第11号 岩国市学校運営協議会規則の一部を改	

	正する規則について」、日程第6「議案第12号 岩国市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」、日程第7「議案第13号 令和2年度山口県教科用図書採択地区協議会規約について」、以上でございます。それでは、日程第2「報告第5号 所管事項について」を議題といたします。これについては、協議会形式で進めたいと思います。本日、一部の所属長のみの出席としておりますので、出席している担当部署からのみの説明とさせていただきます。先に配付しております行事予定表について、補足または所管事項に関する懸案等がありましたら説明をお願いします。
美和支所長	・3月におきまして、小中学校の卒業式は縮小されましたが予定どおり行われました。そして留学センターですけれども、こちらも3月の上旬までは予定どおり行っていたのですが、中旬以降につきましてはほとんど中止という方向となっております。5月の予定ですが、「美和B&G海洋センター プール開館」とありますが、こちらにつきましても現在、新型コロナウイルスの関係でいつ開館するかという協議を行っております。予定ではひと月遅れて6月の中旬頃というように予定しておりますが、今のところ未定という方向で検討をしております。留学センターにつきましても予定は入れておりますが、ほとんど流動的でございますので、大きな行事というのは多分できないだろうと今考えております。以上でございます。
学校教育課長	・卒業式におきましては各委員様、各支所長様をお招きして卒業式を決行する予定ではありましたが、新型コロナウイルスの関係で縮小開催ということになりました。各学校で工夫を凝らしながら無事に終えることができました。5月の修学旅行ですが、新型コロナウイルスの関係で全て秋以降に開催、そして運動会も小中学校ともに秋以降に開催ということになりました。各委員様、支所長様におきましては、秋に御案内申し上げますので、各運動会への御出席をよろしく願いいたします。以上です。
青少年課長・教育センター所長	・5月17日の日曜日に毎年開催されております岩国写生大会ですが、造教研の担当の校長から今年度は難しいのではないかとということで話が来ております。今のところ主催者の意図を踏まえながら、これは中止になる方向で調整しているところです。以上です。
教育政策課長	・御承知のとおり5月10日まで様々な公共施設が休館としておりますので、今こちらの方に出席していない所属の行事予定報告についても利用制限また開催延期、中止というような対応としております。また10日以降のこういった行事は今後の状況によります、ということです。以上です。
教育長 村尾委員	・それでは、御意見・御質問がありましたらお願いいたします。 ・コロナ関係で学校が3月が休み、4月も二、三日出てそれ以降は5月

学校教育課長	6日まで休みですよね。そういった関係で学習環境が非常に難しくなっているということで、子供たちの学力の面で影響が出るのではなかろうかという危惧があります。学力向上に向けての、学習の基礎・基本を定着する工夫について、学校はどのように取り組んでいくかということについてお訊ねしたいです。 ・学校教育課からお答えいたします。基礎・基本の定着、いわゆる学力保障ということになるかと思いますが、家庭学習を中心に各学校とも学習プリント等を配布して、子供たちの家庭での学習の方法であったり、また登校日を設けてその課題に対する支援というものを行っております。一方で、このあと青少年課からもあるかと思いますが、ICTを使った「すらら」であったり、文科省がホームページに載せております学習支援ソフト、そういったものを家庭で行えるよう啓発をしているところです。教育センターの方から「すらら」についてお願いします。
青少年課長・教育センター所長	・この「すらら」というのは家庭学習支援ソフトと言われておりまして、ICT、いわゆるインターネット上で学習を進めることができるということになっております。未学習のところもイラストや音声を使って学習を自ら進めていくことができる、そしてそれを小テスト等によって振り返りをしながら、間違えたところは再度戻りながらやっていく。AIを使ってどこが弱点なのかを見守りながら学習を進めることができるICTソフトになります。これは、実は不登校対策の一環として行われているもので、これを使った場合には他県では出席扱いになるというものですので、それを企業が無償で、長期のお休みになっているということで、全国で50校を対象にということで、すぐに本市が手を挙げて、2月の下旬からずっと使っている状況です。1,300人くらいから既に申し込みがあります。
村尾委員	・今の話は短いスパンでの子供たちの学力向上、学習保障という形であろうと思います。問題は4月がまるっきり抜けて1年間の年間指導計画を見直さなければいけないわけですよね。夏休みをやるかどうかも含めて、今度は行事の見直し等もやっていかなければ授業数の確保ができない。教える内容が子供たちに浸透しないという危惧が出てくるわけですよね。問題は行事等についても、大きな行事として体育祭や文化祭にこれまでかなり時間を取っていましたよね。そういった行事についても、コロナの関係で3密を避けるというような形でなかなか難しいのではないかと。思い切ったアクションを起こすことも今年度についてはやっていかなければならないのではないかとということも考えながら、岩国市としてはどのような取組をやっていくかをお聞きしたいです。
学校教育課長	・学校教育課としましては、先日小学校の校長会で申し上げました。ひ

	とつは夏休みの授業についてですが、最初の 1 週間から 2 週間辺り、7 月 30 日くらいまで登校させて、給食センターとも連絡をとって給食も出せる状況での授業を。そして 9 月前、8 月の終わりになります。2 学期に向けての授業をということで日数と授業時数を確保していきたいと考えておりますが、地域性や小中学校の括りがありますので、その地域や学校規模によって工夫していただきたいと考えております。学校行事につきましては今、村尾委員がおっしゃったとおり、それをそのままやるというのではかなりの支障が出ると思いますので、各学校で工夫をし、短縮しながら尚且つ子供たちが満足できる、思い出に残るような行事にしていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。
西村委員	・学校のことでお聞きしたいのですが、「各学校で工夫しながら」というのは、行事なんかは工夫しながらやられるんでしょうけど、勉強についてあまり学校でそれぞれ任せると学校による格差というか、よくやっているところとやっていないところとで学力の差が出てくるおそれもあるのではないかと思います。学力をつけていくこと、家庭学習をするときの学校間の格差が生じないような工夫というのは何かされているのですか。それぞれの学校がどこまでやっているか等をチェックするとかはされているのですか。
学校教育課長	・それぞれ小学校・中学校とも自治校長会というのを毎月行っております。校長同士が本校でのそれぞれの取組であったり、または今言われましたように学校間格差ができるだけ出ないように情報公開しながら、例えば 3 年生については 6 時間授業でなく部活が終わったら 7 時間授業でやっていこうとか、または朝学の時間をモジュール授業にする、というような工夫についてお互い校長が話し合いながら歩調を合わせて取組んでいける仕組みがありますので、そういったところで連携を取っていただこうと思っております。
西村委員	・学校が再開してからではなく、休みの間に生徒たちにとる指導や課題に対しての学校間格差に気を遣っておられるかどうかということをお聞きしたいです。 ・もう一点、5 月 7 日からスタートできる保証はないわけですね。仮にこれがまたもう 1 か月延びるとしたらということまで想定して対処されているのですか、それとも 5 月 7 日からは始まるだろうということに進めていらっしゃるのですか。
学校教育課長	・できれば 5 月 7 日からの再開というのを望んでおりますが、このような状況ですので、いついかなることで延びるかもしれないというのは想定しております。そのために 4 月 30 日に登校日を設けまして、子供たちの家庭学習の状況を確認し、また新たな課題の提出、そしてさらに延長であれば登校日を適宜設け、分散登校という形をとりながら、感

廣田委員	染の予防をしながら学習の支援を行っていきたいと考えております。それぞれの学校の取組につきましては、今、教育委員会の方で把握しておりますので、また各学校にこういった取組み、こういった事例があるよということをお知らせしていきたいと考えております。 ・コロナで今全国的に全世界的に大変な状態にあるので、まずは子供たちの命を守ることに学校教育課としてはベストを尽くしていただきたいです。その次に今議題に挙がっている、村尾委員が言われたような学習の保障ということなのですが、今のところ文科省から年間総日数の削減というのはまだ来ていないんですよね。そのところは今までどおりということで、これから来るかもしれませんが、文科省の動きを見てということになるかと思います。先日、ある学校の放課後児童クラブの様子を見てきました。8時から先生方が総出で、午後から指導員が来てということで子供たちと取り組んでおりましたけれども、プリントを沢山子供たちが貰って帰っておりまして、基礎基本の定着あるいは既習事項の反復ということについては今の取組で良いと思うのですが、年度末はそれで良かったのですが、年度初めで新しい事項についてどのように子供たちに学習を保障していくかというのが村尾委員の心配されているとおりで私も心配しております。総日数が少なくなっている、授業時数が少ない中でどのように習うべきものを教えていくかということでずいぶん工夫が必要なんですけれども、各学校にそれぞれの特性を活かしたカリキュラムが作られていると思うのですが、その根本的な見直しをしないと4月の不足分、あるいは5月の休みが長引くかもしれないので、その不足分はなかなか賄えないということで、今休みで子供たちがいないときに、学校現場については、各学校ともカリキュラムの見直しをしてください。授業時数が少ないことを前提に見直しをすることが今必要かなと思います。 ・もうひとつ、学校教育課長が言われましたが、こういう時期ですので思い切った集中と精選といいますか、色んな行事も含めて精選をするんだけどやはり集中をして、子供たちの心も随分と持て余しているところもあるので、本当に豊かな心を育むということで「集中と精選」をキーワードに子供たちの年間行事や学校行事あるいはカリキュラムの見直しが必要ではないかなとつくづく思っております。以上です。
学校教育課長 竹田委員	・ありがとうございます、参考にさせていただきます。 ・先ほど西村委員が言われたように、学校間での格差があると思うのですが、私は個人の学力の差がすごく今の時期に出ていると思います。ネット環境が整っている家庭はいいですけど、そうでない家庭は全くできないので、コロナが終わってからも個人の学力の差が無くなるような指導をしていただきたいと思います。
学校教育課長	・今の御意見もごもっともだと思っております。学校では、今、ある程度

村尾委員	岩国市が落ち着いている、感染拡大が起きていないという状況の中で個別の指導というのを考えております。自主登校という名目で子供たちが学校に来て先生とマンツーマン、一対一で質問をし、そこを学んで帰る、そして家で復習をしていくという形は取れるようにしてありますので、そういった機会を設けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
学校教育課長	・ 一点よろしいでしょうか。廣田委員が言われた学習の定着であるとか学力の向上については、行事の精選も含めて思い切った教材の精選も必要になってくると言われたわけですが、最近、新規採用教員が増えてきて、ベテランの先生と新採では経験値が違うわけですね。そういった教材に対する精選等についてもなかなか新採の先生が十分に消化できるというものではないと思います。ですから、新採を抱える学校については同学年の先生が支えるとか、教科の先生が支えていながら新採を育てるということを。未だかつてないような事態が起こっているわけですから、学校全体で新採をバックアップするというような体制を取っていただきたいなど。教育委員会の方から強く学校に伝えていただきたいと思います。
廣田委員	・ 分かりました。いま村尾委員が仰ったとおりだと思います。大規模校においては各学年にメンター、ベテランと中堅そして若手をユニット型で組ませる、小規模校においては学年、ブロックごとに低学年・中学年・高学年でそういったOJTという若手を支える仕組みができております。さらにそれを充実させるよう教育委員会からも各学校に働きかけていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
青少年課長・教育センター所長	・ もう一点ほど。教育センターにお訊ねしますが、学習支援ソフトの「すらら」。年度末に周知をされまして登録者数が1,000ちょうどぐらいでしたよね。いま話をうかがいましたら1,300ということで、私も色々な学校で使っておられますかと宣伝しているのですけれども、案外、一応一斉には周知しておられるようですけれどもなかなか個別に、例えばパソコンに興味がある子供であるとかそういった子はすぐ登録をしていると思うのですが、聞き流している子供もいるので、途中で保護者にそのことをお話ししたらさっそく登録をされたんですけれども、また休校が新しく長引きましたので、登校日等を利用して子供たちと保護者に「すらら」があるということを周知されるとより徹底するのではないかと。その1,300という数字がもっと多くなればいいなと思います。追加の周知もよろしくお願いいたします。 ・ ありがとうございます。その件については、各指導主事が学校訪問をする際のチェックのひとつに「すらら」について再度、保護者や子供たちに徹底するようにということで、指導主事から学校長には伝えるようにしております。再度こちらの方から、自主登校がありますので子供

教育長	たちや保護者に通知がいくような形をアナウンスしていきたいと思 います。 ・ 別にないようでしたら、以上で報告第 5 号を終わります。 ・ 次に、日程第 3 「報告第 6 号 岩国市学校施設長寿命化計画に関する専 決処分の報告について」を議題といたします。教育政策課から説明をお 願いします。
教育政策課長	・ 「報告第 6 号 岩国市学校施設長寿命化計画に関する専決処分の報告に ついて」御説明いたします。本計画につきまして、岩国市教育長に対す る事務委任規則第 3 条の規定に基づき、令和 2 年 3 月 17 日、専決処分 により策定いたしましたので、同規則第 4 条の規定により報告するも のでございます。計画の概要について簡単に御説明いたします。現在、市立小学校 32 校、中学校 14 校の計 46 校が開校しており、この 6 割が建築後 40 年を経過しています。今後、これらが一斉に更新時期を 迎え、本市の財政に大きな負担となることが予想されるため、施設の 長寿命化に取り組むこと等により、保有施設を適切に管理することが 必要かつ重要となっています。また、岩国市公共施設等総合管理計画 では「安心安全で次世代への負担をかけない最適な公共施設を目指す」 としています。これらを受け本市の学校施設全体の状況を把握し、中 長期的な視点に立って長寿命化を計画的に行うことを基本とし、財政 負担の軽減・平準化及び教育環境の改善を図りながら、施設を適正に マネジメントしていくことを目的とし、令和 2 年度から 40 年間の計画 として「岩国市学校施設長寿命化計画」を策定いたしました。今後はこ の計画に基づき、長寿命化実施事業や改築事業を進めていくことにな ります。また併せて適正化を推進する学校については事業実施前に適 正化の取組について検討を行う予定としております。以上、御報告い たします。
教育長	・ ただいまの説明に御質問、御意見がありましたら、お願いします。 ・ 別にないようでしたら、報告第 6 号を終わります。 ・ 次に、日程第 4 「報告第 7 号 岩国市障害者活躍推進計画について」を 議題といたします。教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	・ 「報告第 7 号 岩国市障害者活躍推進計画について」御説明いたします。 本計画は、令和元年 12 月の「障害者の雇用の促進等に関する法律」の 改正に伴い、地方公共団体の任命権者は、障害者活躍推進計画作成指 針に即して「障害者である職員の就業生活における活躍の推進に関する 計画」を令和 2 年 4 月 1 日までに策定しなければならないことになり、 令和 2 年 3 月に策定したものです。なお、岩国市教育委員会では、市 長部局と、障害者雇用率の適用が同一機関として認定され、また、職 員採用を一体として実施しているため、岩国市長との連名により策定 いたしました。

	・計画の概要について簡単に御説明いたします。まず、1の計画の目的は、全ての障害のある職員が、その障害特性や一人ひとりの個性に応じた能力を有効に発揮できる職場環境を整備するとともに、その職業生活における活躍を推進することとしています。3の計画期間は、令和5年3月までの3年間としています。次ページの5、本市の障害者の採用に関する目標ですが、令和元年の6月1日現在の実雇用率は2.44%に対しまして、法定雇用率の2.5%以上を目標としています。また、環境整備等により、不本意な離職を極力生じさせないこととしています。6の取組内容の(1)サポート体制ですが、障害者雇用推進者として職員課長を選任し、個別支援者として、職場の上司、同僚等が当たることになります。次ページの(3)環境整備・人事管理について、働きやすい職場環境をつくるため、施設・設備の改善等を行い、募集にあたっては、次ページのウのとおり特定の障害の排除等を行わないこととします。また、最後のページの(4)その他として、物品等調達については、障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。以上、簡単ではございますが、御報告いたします。
教育長	・ただいまの説明に御質問・御意見がありましたら、お願いします。 ・別にないようでしたら、報告第7号を終わります。 ・次に日程第5「議案第11号 岩国市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。学校教育課から説明をお願いします。
学校教育課主幹	・「岩国市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」御説明いたします。「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行に伴い、規定の整備を行うため提案するものです。会計年度任用職員の任用や給与等に関する規定の整備を目的として、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、令和2年4月1日から施行されることとなりました。これに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部条文が削除され、同法第47条の6に規定されておりました「学校運営協議会制度」に関する条文が第47条の5に変更され、これに伴い改正するものです。改正箇所につきましては、別添新旧対照表を御覧ください。左側が現行、右側が改正後となっております。なお、施行期日については公布の日からとし、令和2年4月1日からの適用としております。附則につきましては新旧対照表にはまだ明記しておりませんが、御承認の後、明記させていただきたいと思っております。以上、御審議の程、よろしく申し上げます。
教育長	・ただいまの説明に、御質問・御意見がありましたらお願いします。 ・別にないようでしたら、議案第11号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

各委員 教育長	・異議なし。 ・御異議なしと認め、議案第 11 号は原案のとおり決します。 ・次に日程第 6「議案第 12 号 岩国市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。学校教育課から説明をお願いします。
学校教育課主幹	・「岩国市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」御説明いたします。「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」の施行に伴い、「岩国市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」につきまして、教職員の時間外在校等時間の上限に関する条文を追加するものです。具体的には、第 7 条としまして、1 か月の在校等時間について、超過勤務を 45 時間以内にとするとともに、1 年間の超過時間を 360 時間以内とするものです。また、第 2 項におきまして、通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に上限時間を超える場合は、超過勤務を 1 か月に 100 時間以内、1 年の超過勤務を 720 時間以内とするとともに、1 か月 45 時間を超える月数が 1 年に 6 か月を超えないこと、また、1 か月前、2 か月前、3 か月前、4 か月前、5 か月前の、それぞれの期間における 1 か月あたりの平均の超過勤務時間が 80 時間を超えないこととしております。なお、施行期日については公布の日からとし、令和 2 年 4 月 1 日からの適用としております。附則につきましては新旧対照表にはまだ明記しておりませんが、御承認の後、明記させていただきたいと思えます。以上、御審議の程、よろしく願います。
教育長 廣田委員	・ただいまの説明に、御質問・御意見がありましたらお願いします。 ・とても良いことと思いますし、条文自体に問題はないのですが、実際の運用管理は誰がするようになりますか。ひと月において 45 時間以内で収まればいいですが、今みたいに運用がありますよね、年間あるいは月において。その辺の管理は実際にはどういうイメージになりますか。
学校教育課長	・教職員の勤務時間・在校時間の管理につきましては、それぞれ学校の校長が行います。学校のそれぞれの実施につきましては教育委員会で把握するようになっております。廣田委員が御指摘の運用については難しいのではないかとのことですが、実際のところ、教職員は子供たちが登校するので少なくとも勤務時間の 30 分前には学校に来ており、時間が終わったからといってすぐ帰ることはなく、少なくとも 30 分を考えれば一日一時間、20 日の勤務で 20 時間は必ず超えてきます。それ以外に 20 時間よりも短くということで大変難しいところはあります。現在小学校はおよそ 45 時間、中学校は 60 時間を超えているということで、今の状態ではこの規則に則った勤務ができないということで、さ

教育長	らに各学校で工夫していかなければならないというのが実情です。 ・ 別にないようでしたら、議案第 12 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	・ 異議なし。
教育長	・ 御異議なしと認め、議案第 12 号は原案のとおり決します。
学校教育課長	・ 次に日程第 7「議案第 13 号 令和 2 年度山口県教科用図書岩国採択地区協議会規約について」を議題といたします。学校教育課から説明をお願いします。 ・ 「議案第 13 号 令和 2 年度山口県教科用図書岩国採択地区協議会規約について」。別紙のとおり「令和 2 年度山口県教科用図書岩国採択地区協議会規約」を定めることについて、教育委員会の承認を求めたいと思います。規約について読み上げます。目的ですが、第 1 条、この採択地区協議会は、令和 3 年度に使用する中学校教科用図書、国語・書写・社会・地図・数学・理科・音楽・美術・保健体育・技術家庭・英語・道徳の 16 種を選定するためのものとする。委員につきましては保護者代表で岩国市が 2 名、和木町が 1 名、そして岩国市校長会及び和木町校長会代表で岩国市 2 名、和木町 1 名を委員とします。また岩国市教育委員会及び和木町教育委員会の教育長並びに教育委員から岩国市 3 名、和木町 3 名となっております。以上です。
教育長	・ 教科用図書の採択は 4 年連続で実施するというので、今年度が最後になります。教科は新学習指導要領に基づく中学校の道徳を含む全ての教科になります。よろしくお願いします。
村尾委員	・ 今年度は昨年度と同じですね。メンバー構成も。中学校の教科用図書の採択だけが違うのですよね。
教育長	・ そうです。
教育長	・ 別にないようでしたら、議案第 13 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	・ 異議なし。
教育長	・ 御異議なしと認め、議案第 13 号は原案のとおり決します。
教育政策課長	・ 本日の議題は以上でございます。それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局からお願いします。 ・ 次回の定例会は 5 月 20 日水曜日、市役所本庁 6 階議会会議室にて 9 時 30 分から所属長会議を、10 時から教育委員会会議を開催いたします。
教育長	・ これをもちまして、令和 2 年第 4 回岩国市教育委員会会議を終了します。

岩国市教育委員会会議規則第 16 条の規定により署名する。

教育長 守山 敏晴

教育委員 村尾 利勝

教育委員 竹田 千恵